鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88|第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88 号。以下「法」という。)第3条第3項において同 法第2章から第6章までの規定が適用されないこと とされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に 関し、共通する事項を定めることによって、行政運 営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定 について、その内容及び過程が県民にとって明らか であることをいう。)の向上を図り、もって県民の 権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

(目的等)

号。以下「法」という。) 第3条第2項において同 法第2章から第5章までの規定が適用されないこと とされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に 関し、共通する事項を定めることによって、行政運 営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定 について、その内容及び過程が県民にとって明らか であることをいう。)の向上を図り、もって県民の 権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。